

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会。仮免許証の再交付については、警視總監、道府県警察本部長、方面本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請の手續）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した運転免許証を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合にあっては、各都道府県警察の実情に応じた期間）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：